

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		実働を行った職員の数に特務職員を算入した場合は、	利用者の数又は入所者の数に特務職員を算入した場合は、	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が基準に満たない場合は、	有働のユニットリーダーをユニット別に配置していない等、ユニットケアに対する体制が未整備である場合は、	夜間職員配置加算	個別ケア加算	認知症ケア加算	認知症行動・心療症状対応加算	緊急短期入所費入加算	緊急短期入所利用費入加算	緊急短期入所利用費入加算	緊急短期入所利用費入加算		
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【標準型】	要介護1 (750 単位)	要介護2 (750 単位)	要介護3 (950 単位)	要介護4 (950 単位)	要介護5 (950 単位)						1日につき +34単位		
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 (750 単位)	要介護2 (850 単位)	要介護3 (950 単位)	要介護4 (950 単位)	要介護5 (1,050 単位)							1日につき +45単位	
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (870 単位)	要介護3 (950 単位)	要介護4 (950 単位)	要介護5 (1,050 単位)							1日につき +34単位	
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (947 単位)	要介護3 (1,050 単位)	要介護4 (1,050 単位)	要介護5 (1,150 単位)							1日につき +45単位	
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型老健> <看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【標準型】	要介護1 (770 単位)	要介護2 (850 単位)	要介護3 (972 単位)	要介護4 (1,045 単位)	要介護5 (1,122 単位)							1日につき +120単位	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要介護1 (855 単位)	要介護2 (937 単位)	要介護3 (1,051 単位)	要介護4 (1,125 単位)	要介護5 (1,200 単位)							1日につき +120単位	
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型老健> <看護オナコール体制>	要介護1 (770 単位)	要介護2 (853 単位)	要介護3 (946 単位)	要介護4 (1,021 単位)	要介護5 (1,095 単位)							1日につき +120単位	
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要介護1 (855 単位)	要介護2 (931 単位)	要介護3 (1,024 単位)	要介護4 (1,098 単位)	要介護5 (1,173 単位)							1日につき +120単位	
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型老健> <看護オナコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【標準型】	要介護1 (750 単位)	要介護2 (750 単位)	要介護3 (940 単位)	要介護4 (940 単位)	要介護5 (944 単位)							1日につき +34単位	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要介護1 (811 単位)	要介護2 (858 単位)	要介護3 (917 単位)	要介護4 (959 単位)	要介護5 (1,018 単位)							1日につき +45単位	
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 (870 単位)	要介護2 (870 単位)	要介護3 (950 単位)	要介護4 (950 単位)	要介護5 (1,040 単位)							1日につき +34単位	
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (951 単位)	要介護3 (1,050 単位)	要介護4 (1,050 単位)	要介護5 (1,150 単位)							1日につき +45単位	
	(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【標準型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (870 単位)	要介護3 (950 単位)	要介護4 (950 単位)	要介護5 (1,040 単位)							1日につき +34単位
			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (951 単位)	要介護3 (1,050 単位)	要介護4 (1,050 単位)	要介護5 (1,150 単位)							1日につき +45単位
			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (870 単位)	要介護3 (950 単位)	要介護4 (950 単位)	要介護5 (1,040 単位)							1日につき +34単位
			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (951 単位)	要介護3 (1,050 単位)	要介護4 (1,050 単位)	要介護5 (1,150 単位)							1日につき +45単位
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型老健> <看護職員を配置>		a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【標準型】	要介護1 (840 単位)	要介護2 (1,021 単位)	要介護3 (1,154 単位)	要介護4 (1,210 単位)	要介護5 (1,284 単位)							1日につき +120単位	
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (940 単位)	要介護2 (1,021 単位)	要介護3 (1,154 単位)	要介護4 (1,210 単位)	要介護5 (1,284 単位)							1日につき +120単位	
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (840 単位)	要介護2 (1,015 単位)	要介護3 (1,138 単位)	要介護4 (1,193 単位)	要介護5 (1,257 単位)							1日につき +120単位	
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (940 単位)	要介護2 (1,015 単位)	要介護3 (1,138 単位)	要介護4 (1,193 単位)	要介護5 (1,257 単位)							1日につき +120単位	
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型老健> <看護オナコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【標準型】	要介護1 (840 単位)	要介護2 (1,015 単位)	要介護3 (1,138 単位)	要介護4 (1,193 単位)	要介護5 (1,257 単位)							1日につき +120単位	
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (940 単位)	要介護2 (1,015 単位)	要介護3 (1,138 単位)	要介護4 (1,193 単位)	要介護5 (1,257 単位)							1日につき +120単位	
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (810 単位)	要介護2 (851 単位)	要介護3 (910 単位)	要介護4 (952 単位)	要介護5 (1,011 単位)							1日につき +34単位	
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (951 単位)	要介護3 (1,050 単位)	要介護4 (1,050 単位)	要介護5 (1,150 単位)							1日につき +45単位	
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【標準型】	要介護1 (810 単位)	要介護2 (851 単位)	要介護3 (910 単位)	要介護4 (952 単位)	要介護5 (1,011 単位)							1日につき +34単位	
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (951 単位)	要介護3 (1,050 単位)	要介護4 (1,050 単位)	要介護5 (1,150 単位)							1日につき +45単位	
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (810 単位)	要介護2 (851 単位)	要介護3 (910 単位)	要介護4 (952 単位)	要介護5 (1,011 単位)							1日につき +34単位	
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 (870 単位)	要介護2 (951 単位)	要介護3 (1,050 単位)	要介護4 (1,050 単位)	要介護5 (1,150 単位)							1日につき +45単位	
(3) 特設介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)											1日につき +60単位		
	(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)											1日につき +60単位		
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)											1日につき +60単位		

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算

(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)

(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)

(4) 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を算定))

(5) 認知症ケア加算

(一) 認知症ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)

(二) 認知症ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

(6) 緊急時施設療養費

(一) 緊急時施設療養費(Ⅰ) 療養型老健以外の場合 (1月に103日を算定し、1日につき511単位を算定)

(二) 緊急時施設療養費(Ⅱ) 療養型老健の場合 (1月に103日を算定し、1日につき511単位を算定)

(三) 特定加算

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)

(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)

(7) サービス提供体制強化加算

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)

(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000)

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)

(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×10/1000)

(五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位×10/1000)

(8) 介護職員処遇改善加算

(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×29/1000)

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×16/1000)

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)

(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×10/1000)

(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位×10/1000)

注 所定単位は、(1)から(7)までに算定した単位数の合計

：「特別療養費」が緊急時施設療養費、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給後経費管理の対象外の算定項目

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	規定を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I)	看護<6:1> 介護<6:1>							
	(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	看護・介護<3:1>							
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	<ユニット型個室>							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	<療養機能強化型A> <ユニット型個室>							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)	<療養機能強化型B> <ユニット型個室>							
	(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)	<ユニット型個室的多床室>							
	(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)	<療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>							
	(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI)	<療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>							
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満							
	(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))							
	(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)							
	(6) 特定診療費								
	(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)							
	(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)							

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注				
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又 は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又 は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	注	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,017単位) 要介護2 (1,081単位) 要介護3 (1,145単位) 要介護4 (1,209単位) 要介護5 (1,273単位)	×70/100	×90/100		×90/100						
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,122単位) 要介護2 (1,187単位) 要介護3 (1,250単位) 要介護4 (1,315単位) 要介護5 (1,379単位)										
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護2 (1,029単位) 要介護3 (1,097単位) 要介護4 (1,164単位) 要介護5 (1,230単位)	×70/100	×90/100		×90/100						
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (934単位) 要介護2 (1,135単位) 要介護3 (1,201単位) 要介護4 (1,270単位) 要介護5 (1,336単位)										
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護2 (1,000単位) 要介護3 (1,065単位) 要介護4 (1,130単位) 要介護5 (1,195単位)	×70/100	×90/100		×90/100						
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>		要介護1 (934単位) 要介護2 (1,105単位) 要介護3 (1,171単位) 要介護4 (1,236単位) 要介護5 (1,300単位)											
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (919単位) 要介護2 (983単位) 要介護3 (1,047単位) 要介護4 (1,111単位) 要介護5 (1,175単位)	×70/100	×90/100		×90/100						
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,024単位) 要介護2 (1,089単位) 要介護3 (1,153単位) 要介護4 (1,217単位) 要介護5 (1,280単位)										
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (860単位) 要介護2 (924単位) 要介護3 (988単位) 要介護4 (1,052単位) 要介護5 (1,116単位)	×70/100	×90/100		×90/100						
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (966単位) 要介護2 (1,029単位) 要介護3 (1,094単位) 要介護4 (1,158単位) 要介護5 (1,221単位)										
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (830単位) 要介護3 (895単位) 要介護4 (959単位) 要介護5 (1,023単位)	×70/100	×90/100		×90/100							
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (873単位) 要介護2 (936単位) 要介護3 (1,000単位) 要介護4 (1,065単位) 要介護5 (1,128単位)												
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護1 (1,143単位) 要介護2 (1,207単位) 要介護3 (1,271単位) 要介護4 (1,335単位) 要介護5 (1,399単位)	×70/100	×90/100		×97/100						
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,143単位) 要介護2 (1,207単位) 要介護3 (1,271単位) 要介護4 (1,335単位) 要介護5 (1,399単位)										
		(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護1 (1,155単位) 要介護2 (1,223単位) 要介護3 (1,290単位) 要介護4 (1,356単位) 要介護5 (1,422単位)	×70/100	×90/100		×97/100						
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,088単位) 要介護2 (1,155単位) 要介護3 (1,223単位) 要介護4 (1,290単位) 要介護5 (1,356単位)										
		(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654単位)										
	(二) 4時間以上6時間未満		(905単位)											
	(三) 6時間以上8時間未満		(1,257単位)											
	(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
	(6) 特定診療費													
	(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)												
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)														
(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)														
(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)														
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 十所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計											
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 十所定単位×19/1000)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 十所定単位×10/1000)													
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき 十(三)の90/100)													
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき 十(三)の80/100)													

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

